国立研究開発法人物質・材料研究機構

RDE サービス利用約款

国立研究開発法人物質·材料研究機構 制定 令和5年2月7日

RDE サービス利用約款(以下「本約款」という。)は、国立研究開発法人物質・材料研究機構(以下「機構」という。)が管理・運営するデータ蓄積・共用システム「RDE」においてデータを登録し共用するサービス(第1条に定義。以下「本サービス」といいます)の利用条件を定めるものです。

本サービスを利用する研究グループ及びデータ登録者(第1条に定義)は、本サービスのご利用に際して本約款を遵守する義務を負い、また、本サービスの利用申込みにより、本約款、機構公式ホームページのサイトポリシー(http://www.nims.go.jp/siteinfo/sitepolicy.html)及びプライバシーポリシー(http://www.nims.go.jp/siteinfo/privacypolicy.html)に同意したものとみなされますので、本サービスのご利用にあたっては、本約款、サイトポリシー及びプライバシーポリシーをよくお読みください。

(定義)

- 第1条 本約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。
 - 一 「本サービス」 機構が管理・運営する、データ蓄積・共用システム「RDE」と付属 するウェブページ、アプリケーション等を含むシステムによりデータ登録者(次号に定義)に提供されるサービスであり、研究データ等(第九号に定義)を RDE に登録し、登録したデータの構造化データ(第十号に定義)及びデータセット(第十一号に定義)を利用、共用できるサービス。
 - 二 「データ登録者」 研究グループ (第四号に定義) の構成員であって、本約款に同意 して、第4条により機構に対して本サービスの利用者登録を申請し、機構がこれを承認 した者。
 - 三 「機構の研究者等」 機構に所属する研究者及び研究補助者。
 - 四 「研究グループ」 機構の研究者等が参加している研究開発プロジェクトのプロジェクト担当者で構成されるグループ。
 - 五 「グループ責任者」 本サービスの利用において研究グループを代表する機構の研究 者等。

- 六 「利用契約」 本約款を内容として含む本サービスの利用契約。
- 七 「サイト」 RDE のウェブページ。
- 八 「ID-PW」 DICE アカウント利用約款により登録者に発行された DICE アカウントを管理するための ID 及び登録者が設定したパスワード (PW)。多要素認証を設定している場合は、これに用いる認証情報も含む。
- 九 「研究データ等」 次に定義する「研究データ」と「付帯データ」を総称していう。 イ 「研究データ」 データ登録者が保有し研究に使用するデータ(計測データや計算 データ、実験データを含む)をいう。
 - ロ 「付帯データ」 RDE のウェブ画面で入力する書誌情報、材料情報などの研究データにかかる付帯情報をいう。
- 十 「構造化」されたデータ RDE により、第三者の利用しやすい形式に整えたデータ をいう。
- 十一 「データセット」 同一形式で構造化された構造化データ群であって、データ登録 者が一つのデータ集合体の単位としたものとこれに対する書誌情報や概要などの付帯 情報をまとめたものをいう。
- 十二 研究データ等の「登録」 研究データ等を RDE にアップロードし、データ登録者 又は機構が当該研究データ等を管理できる状態にすること。
- 十三 データセットの「共用」 自己が参加する研究グループ以外の者に対し、データセットを検索し、閲覧し、及びダウンロードできるようにすること。
- 十四 データセットの「機構内共用」 データセットを、機構の研究者等に共用すること。 (本約款の適用及び変更)
- 第2条 本約款は、機構が提供する本サービスの利用とサービスの提供に伴う一切の事項 に適用されます。
- 2 機構が RDE を通じ随時発表する諸規定、本サービスの利用に際しサイト上に表示される利用上の定めも、本約款の一部を構成するものとします。
- 3 機構は、データ登録者の事前の承諾なく、本約款の内容を随時変更することができます。 変更後の約款は、その発効日の1週間以上前に、サイト上で表示される他機構が相当と判 断する方法でデータ登録者に周知されます。変更後の約款の発効日以降における本サー ビスの利用をもって、データ登録者は当該約款に同意したものとみなされるものとしま す。
- 4 前項の場合の他、機構が必要と判断した場合、データ登録者に対し、随時必要な事項を 通知します。通知日の翌日以降における本サービスの利用をもって、データ登録者はこの 通知内容を了承したものとみなされるものとします。

(サービス利用目的、機能等)

第3条 RDE 及び本サービスは、物質・材料科学技術に関する研究開発に資することを目的として提供されるものです。機構は教育又は研究開発目的で本サービスを利用する個

人に限り、本サービスを提供致します。

(利用者登録の申請)

- 第4条 本サービスの利用を希望する研究グループのグループ責任者は、機構が別途定めるところにより利用申請を行い、研究グループが本サービスを利用することの承認を受けるものとします。
- 2 本サービスの利用が承認された研究グループに参加する者は、本サービスを利用する にあたって、機構が定める様式による利用者登録の申請を行うものとします。
- 3 本サービスを利用できる者は、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号) 及び関連法令の要件を満たす者とします。

(利用者登録の承認)

- 第5条 機構は、利用者登録を申請した者(以下「申請者」という。) について、以下の要件が全て満たされていると判断した場合に、当該申請者の利用者登録を承認することができます。
 - 一 本サービスの利用が、物質・材料科学技術に関する教育又は研究開発を目的としたものであること。
 - 二 本サービスの利用が、科学技術の振興、社会・経済への貢献等の公共性を有するものであること。
 - 三 本サービスの利用が、機構の研究業務遂行上重大な妨げとなるおそれがないこと。
 - 四 約款及び機構より固有の特約等が示された場合の当該特約等に同意していること。
 - 五 当該申請者が、第4条第3項に該当するものであること。
 - 六 当該申請者が、第12条に定める遵守事項に違反するおそれがないこと。
 - 七 当該申請者について、本約款及び利用契約に違反するおそれがないこと。
 - 八 当該申請者について、過去の本約款違反又は利用契約違反がないこと。
 - 九 当該申請者又は当該申請者の所属機関が、第27条に定める損害を賠償する能力を 有していること。
 - 十 当該申請者に本サービスを利用させることが不適切となるおそれがないこと。
- 2 機構が申請者に対し利用者登録の承認を通知した場合、当該申請者をデータ登録者と して機構との間で、本約款を内容とする利用契約が成立するものとします。

(DICE アカウント及びデータ登録者の範囲)

- 第6条 データ登録者は、DICE アカウントにより、自ら本サービスを利用することができます。
- 2 データ登録者は、自分以外の者に対して、本サービスを使用させてはならず、また、本 約款で認められた範囲を超えて本サービスを使用してはなりません。

(利用期間)

第7条 データ登録者が本サービスを利用できる期間は、第5条第2項の通知に記載され た利用期間終了日までとします。 (変更事項の届出)

- 第8条 データ登録者は、自らについて、住所、名称、電話番号、メールアドレス、その他本サービスの利用者登録の申請時に申請した事項について変更があったときは、すみやかに機構へ変更内容を届け出るものとします。
- 2 データ登録者が前項の届け出を怠ったことにより、データ登録者その他の者に生じた 損害について機構は一切責任を負わないものとします。

(ID-PW の管理)

- 第9条 データ登録者は、次に掲げる事項を遵守するものとします。機構は、ID-PW の管理や使用状況に起因するデータ登録者又はその他の者の損害について、一切の責任を負わないものとします。
 - 一 ID-PW を自分以外の第三者に、開示、貸与、共有しないこと。
 - 二 ID-PW の漏洩ないし不正使用が生じないよう厳重に管理すること。
- 2 データ登録者以外の者が ID-PW を用いて、本サービスを利用した場合、当該行為はデータ登録者の行為とみなされ、データ登録者はかかる利用について機構に生じた損害を賠償するものとします。但し機構の責めに帰すべき事由により、データ登録者の ID-PW が不正使用された場合はこの限りではありません。

(利用契約の解約)

第10条 データ登録者が本サービスの利用契約を解約するときは、別に定める様式により機構に解約申し込みをするものとします。本サービスの利用契約は、機構が解約申し込みを受理した時点で終了するものとします。

(研究データ等の権利)

第11条 本サービスで登録された研究データ等及び当該研究データ等の構造化データに 関する著作権その他の権利は、当該研究データ等に関する権利を現に有する権利者に帰 属します。

(データ登録に関する遵守事項)

- 第12条 データ登録者は、RDEに研究データ等を登録するにあたっては、次に掲げる事項を遵守するものとします。
 - RDE に登録する研究データ等は、次に掲げる要件をすべて満たすものに限ること。 イ データ登録者自身が権利を有する研究データ等であるか、又は第三者が権利を有 する研究データ等については、RDE への登録、共用など本約款で定める研究デー タ等の利用について、当該権利者から許諾を得ていること。
 - ロ 著作権法、個人情報の保護に関する法律その他の法令に抵触しないものであること。
 - ハ データ登録者が機構又は第三者との間で締結した契約等に違反しないものである こと。
 - ニ 第三者の権利を侵害しないものであること。

- ホ 情報セキュリティ上の問題を生じさせるおそれがないものであること。
- 二 研究データ等を登録するに当たっては、次に掲げるところによること。
 - イ 登録にあたり RDE のシステムが要求する必要情報(登録する研究データ等の書誌情報、メタデータなど。) を漏れなく入力すること。
- ロ 当該研究データ等の内容に関し責任を持つべき者を明らかにすること。 (研究データ等の適切性の確保)
- 第13条 本サービスにより登録された研究データ等について、登録権限がない等の指摘が第三者から機構になされた場合において、機構からその内容の連絡を受けたデータ登録者は、自らの責任で当該登録された研究データ等及びこれを含むデータセットについて、適切な処理をするものとします。機構は研究データ等及びデータセットの適切性の確保について、何らの義務も負いません。
- 2 登録された研究データ等が前条各号のいずれかに違反すると機構が判断したときは、 機構はデータ登録者の同意を得ることなく、当該データを削除または非表示とするこ とができます。当該措置に起因するデータ登録者又はその他の者の損害について、機構 は一切の責任を負わないものとします。

(データセットの共用)

- 第14条 データ登録者は、自身が作成したデータセットを共用するにあたっては、自身が 参加する研究グループのグループ責任者の指示に基づき共用する者を設定するものとし ます。
- 2 データ登録者及びグループ責任者は、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第22 8号)及び関連法令の要件を満たさない者に対して、データセットの共用を行わないもの とします。
- 3 第1項により共用したデータセット(前条第2号イに規定する必要情報を含む。以下同じ。)について変更、削除又は共用の解除の必要が生じたときは、データ登録者は、すみやかに機構又はグループ責任者に対し、必要な変更又は削除の依頼を行うものとします。
- 4 共用したデータセットの変更、削除又は共用の解除の必要性等について、機構又はグループ責任者から検討の要請があったときは、データ登録者はすみやかに検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講じるものとします。

(データセットの機構内共用と利用許諾)

- 第15条 データ登録者は、自身が作成したデータセットの機構内共用を希望する場合は、機構に対して以下の利用を許諾します。この利用許諾は、無期限かつ撤回不能であり、機構とデータ登録者の間の利用契約が終了した後も継続するものとします。また、この利用許諾により、データ登録者は、自己の登録データを第三者へ譲渡した場合においても、機構による本約款に定めるデータセットの利用及び管理権原が継続することとなること、ならびに本条第2項の権利の許諾と保証が継続することとなることを了解します。
 - 一 データセットを閲覧、検索、ダウンロードし、加工、編集、抽出、統合、集計、分析

などの利用を行うこと。

- 二 データセットを複製・移転すること。
- 三 機構がデータセットを第3条に示される利用目的の範囲内において機構の研究者等 に利用させること。
- 2 データセットに著作物等の知的財産が含まれている場合、データ登録者は機構に対し、 当該知的財産及びこれに係る権利を前項の範囲で利用することについて、無償で許諾し ます。第三者が当該知的財産について権利を有する場合、データ登録者は機構に対し、当 該知的財産及びこれに係る権利を前項の範囲で利用することについて、当該第三者から 許諾を得ていることについて保証します。

(機構内に共用されたデータセットの変更・削除・共用解除)

- 第16条 データ登録者は、機構内共用となったデータセットについて、その一部又は全部 を削除してはならず、また改変、加工、編集等の変更を行ってはなりません。
- 2 機構は、次のいずれかに該当するときは、機構内に共用されたデータセットを変更し、 削除し、又は機構内共用を解除することができるものとします。
 - 一 データ登録者から第14条第3項による変更又は削除の依頼があったとき。
 - 二 前号の依頼によるデータセットの変更、削除又は機構内共用の解除と併せ、関連する データセットの変更、削除又は機構内共用の解除を行うことが適切と認めるとき。
 - 三 機構内共用となったデータセットに不適切な内容が含まれている可能性が無視できない程度に高いと判断したとき。
 - 四 その他 RDE の適正な管理等のため特に必要と認めるとき。
- 3 機構は、前項の規定による機構内に共用されたデータセットの変更、削除又は機構内共 用の解除について、データ登録者への予告なしに行うことができるものとします。 (利用終了後のデータセットの取り扱い)
- 第17条 データ登録者が本サービスの利用を終了したときは、データ登録者は、自身が作成したデータセットについて、その一部又は全部の変更、削除、共用の設定及び解除の権限を喪失し、当該権限は、第15条に基づきデータセットが機構内共用となった場合を除き、データ登録者の利用終了と同時に、データ登録者が参加する研究グループのグループ責任者に、自動的に移行するものとします。

(RDE に登録された研究データ等の取扱い)

- 第18条 機構は、RDE に存在するすべてのデータ及びプログラムについて、システムの 健全性の確保のために必要かつ緊急と判断した場合は、データ登録者の許可を得ること なく移動、削除、非表示等の措置を取ることができるものとします。当該措置に起因する データ登録者又はその他の者の損害について、機構は一切の責任を負わないものとしま す。
- 2 機構は、データ登録者が登録した研究データ等について前項の措置を取った場合は、当 該研究データ等を登録したデータ登録者に対して、その旨を通知するものとします。

(データセットの利用)

- 第19条 データ登録者は、自身の参加する研究グループの他のデータ登録者が登録した データセットについて、閲覧、検索、ダウンロード及び使用をすることができます。 (成果の公表)
- 第20条 データ登録者は、本サービスの利用により得られた研究成果を公表するときは、 次に掲げる事項を遵守するものとします。
 - ー RDE を利用したことを明示すること。
 - 二 研究成果の公表にあたりリポジトリを使用する場合は、機構が運営する材料データリポジトリ (Materials Data Repository: MDR) を優先的に利用すること。 (禁止行為)
- 第21条 データ登録者は下記の行為を行ってはならないものとします。
 - 一本サービスを、第3条に規定する利用目的以外の目的で利用する行為。
 - 二 データ登録者以外の者が本サービスを利用できるようにする行為。
 - 三 外国為替及び外国貿易法 (昭和24年法律第228号) 及び関連法令の要件を満たさない者に対して、データセットを共用とする行為
 - 四 RDE に不正アクセスを試みる行為及び RDE のサーバやネットワークを混乱させる 行為。
 - 五 RDE の管理・運用を妨害するおそれのある行為。
 - 六 本約款に違反する行為。
 - 七 他のデータ登録者になりすます行為。
 - 八 本サービスを「外国為替及び外国貿易法」及びその関連法規で規制される、核兵器、 化学兵器、生物兵器、ミサイル兵器等の大量破壊兵器の開発、設計、製造、保管及び使 用の目的、軍事用途の目的あるいはその他の国際的な平和及び安全の維持の妨げとな る目的で使用し、又はそのような目的を有する第三者に対してデータを提供するため に本サービスを利用する行為。
 - 九 その他機構が不適切と認めた行為。

(利用の制限)

第22条 機構は、RDE の不適切な利用があったときその他 RDE の適正な管理、効率的な運用等のため必要と認めるときは、特定のデータ登録者に対し、RDE の利用の停止又は取消等の制限を課すことができるものとします。

(サービスの変更等)

第23条 機構は、システムの保守、停電等によりサービスの提供ができないときその他システムの管理・運用上必要と認めるとき、並びに法令若しくは機構の事業計画の変更により必要と認めるときは、いかなる場合でも、その必要に応じ、RDEのサービス内容の全部若しくは一部を変更し、又はサービスの提供を停止し、若しくは中断すること(以下「サービスの変更等」という。)ができるものとします。

2 前項の規定によるサービスの変更等は、データ登録者への予告なしに行うことができるものとします。当該サービスの変更等に起因するデータ登録者又はその他の者の損害について、機構は一切の責任を負わないものとします。

(利用契約の解除)

- 第24条 データ登録者が以下のいずれかに該当すると機構が判断した場合、機構は、当該 データ登録者への事前の通知又は承諾を要さず、直ちに本サービスの利用契約を解除し、 当該データ登録者の本サービスの利用を停止させることができるものとします。
 - データ登録者が、データ登録者以外の者に本サービスを利用させ又は利用可能としたとき。
 - 二 データ登録者が教育又は研究開発目的外での使用など、第3条に違反する行為を行ったとき、又は違反行為を行った可能性もしくは行う可能性があるとき。
 - 三 データ登録者が RDE 及び本サービスに関し虚偽の情報を流布するなどにより運営 を妨害し又は機構の信用を毀損したとき。
 - 四 データ登録者が本約款に違反したとき、又は違反した可能性もしくは違反する可能性があるとき。
 - 五 データ登録者が「外国為替及び外国貿易法」及びその関連法規並びに適用となる自国 及び外国の輸出管理に関する法令及び規則に違反したとき、又は違反した可能性もし くは違反する可能性があるとき。
 - 六 その他、データ登録者に本サービスを提供することが相当ではないと機構が判断したとき。

(免責)

- 第25条 データ登録者は、RDE 及び本サービスの利用によって、第三者との間で紛争が 生じた場合、自らの責任と負担により解決するものとし、機構は当該紛争に関して一切責 任を負わないものとします。
- 2 機構は、RDEが常に正常に稼働し、支障なく利用できること及び研究データ等の登録、 データセットの共用に障害が生じないこと、その他のRDE及びそのシステムの機能について、データ登録者に対し責任を負いません。
- 3 機構は、RDE、本サービスの利用、もしくは RDE で共用したデータセットの第三者による利用、に起因して生じたいかなる損害についても、データ登録者に対し責任を負いません。
- 4 機構は、共用されたデータセットの変更、削除又は共用の解除により生じたいかなる損害についても、データ登録者に対し責任を負いません。
- 5 機構は、RDEのサービスの変更等により生じたいかなる損害についても、データ登録者に対し責任を負いません。

(利用者情報の取扱い)

第26条 RDEでは、利用者のアクセス元 IPアドレス、利用日時、利用ページ、利用環境

などを自動的に収集します。収集したアクセスログは、RDEの運用、システムの保守、利用状況の分析及びサービスの利便性向上等の判断材料として使用されることについてデータ登録者は了解したうえ、RDEを利用するものとします。機構は上記以外の目的でアクセスログを使用いたしません。

- 2 RDE の利用に伴う利用者の情報及びプライバシーの保護については、機構のサイトポリシー及びプライバシーポリシーが適用されるものとします。
- 3 次の各号の場合には、機構は前2項に掲げる情報を第三者に開示することがあること に、データ登録者は同意します。
 - 一 第1項に定める目的のために、契約等で守秘義務を負わせた者に開示する場合。
 - 二 法令により開示が求められた場合。

(損害賠償)

第27条 データ登録者が本サービスの利用に関し、機構に損害を与えた場合、機構は、当該データ登録者に対し損害賠償を請求することができるものとします。

(利用契約終了の効力)

- 第28条 利用期間の終了、データ登録者による利用契約の中途解約、第24条による契約 解除、機構による本サービス提供の終了等により利用契約が終了したときは、データ登録 者は本サービスの利用権限を失い、本サービスの利用を終了するものとします。
- 2 データ登録者は、利用契約の終了時までに機構内に共用されたデータセットについて、 終了後も機構内共用が継続されることに同意します。ただし、機構は利用者の申し出に応 じて、機構内に共用されたデータセットの機構内共用の解除の措置をとることができま す。
- 3 利用契約が終了した後であっても、本サービスの利用に関し生じた事項並びに登録した研究データ等及び共用したデータセットの取り扱いについては、本約款は引き続き効力を有するものとします。

(権利義務の譲渡等)

第29条 データ登録者は、本サービス利用上の地位を第三者に移転し、または本サービスの利用から生じる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、もしくは担保として提供等することはできません。

(反社会的勢力の排除)

- 第30条 データ登録者は、利用者登録申請日及びそれ以後の将来にわたって、次の各号の 一に該当しないことを確約します。
 - 一 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、 特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者(以下「反社会的勢力」という)であること。
 - 二 反社会的勢力が、実質的に経営を支配し、又は経営に関与していること。
 - 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、契約当事者になること。

- 四 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること。
- 五 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 2 データ登録者は、自ら又は第三者を利用して、機構及び他の RDE を利用する者、その 関係者に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞を用いる行為、法的な責任を超えた不当な 要求行為、相手方の信用を毀損し又は相手方の業務を妨害する行為、その他これらに準ず る行為をしないことを表明し、確約します。
- 3 データ登録者が前2項の表明又は確約に違反した場合又は違反が判明した場合には、 機構は、何らの催告を要せずに、書面による通知をもって利用契約を解約することができ るものとします。

(準拠法、裁判管轄)

- 第31条 利用契約及び本約款の成立、効力、履行及び解釈に関しては日本国法を適用します。
- 2 利用契約及び本約款ならびに RDE 及び本サービスに関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

附則

この約款は、令和5年2月7日から適用する。